

# 離島ユニバーサルサービスについて

平成 27 年 10 月  
北海道電力株式会社

# 1. 離島ユニバーサルサービスの概要

- ・構造的に供給コストが高くなっている離島についても、離島以外の地域と遜色のない電気料金水準で電気をお届けする義務(離島ユニバーサルサービス)が送配電事業者に課されたことから、離島ユニバーサルサービスに必要なコストを、託送料金原価に算入いたしました。
- ・当社供給区域における離島ユニバーサルサービスの対象となる離島需要は、口数で全体の0.3%程度、販売電力量で全体の0.2%程度となっております。

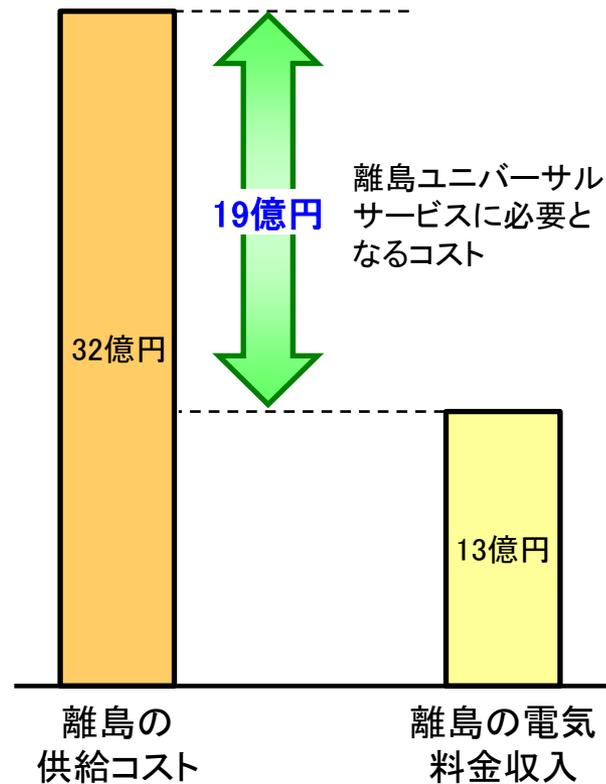
## 離島ユニバーサルサービスの対象となる離島



・離島に所在する主な発電設備について

島名	発電設備		管轄営業所
	種別	出力(kW)	
礼文島	内燃力	5,700	稚内
利尻島	内燃力	7,650	
	水力	245	
天売島	なし(焼尻島と海底ケーブルで連系)		羽幌
焼尻島	内燃力	1,110	
奥尻島	内燃力	5,250	江差
	水力	170	

## 離島ユニバーサルサービスのイメージ

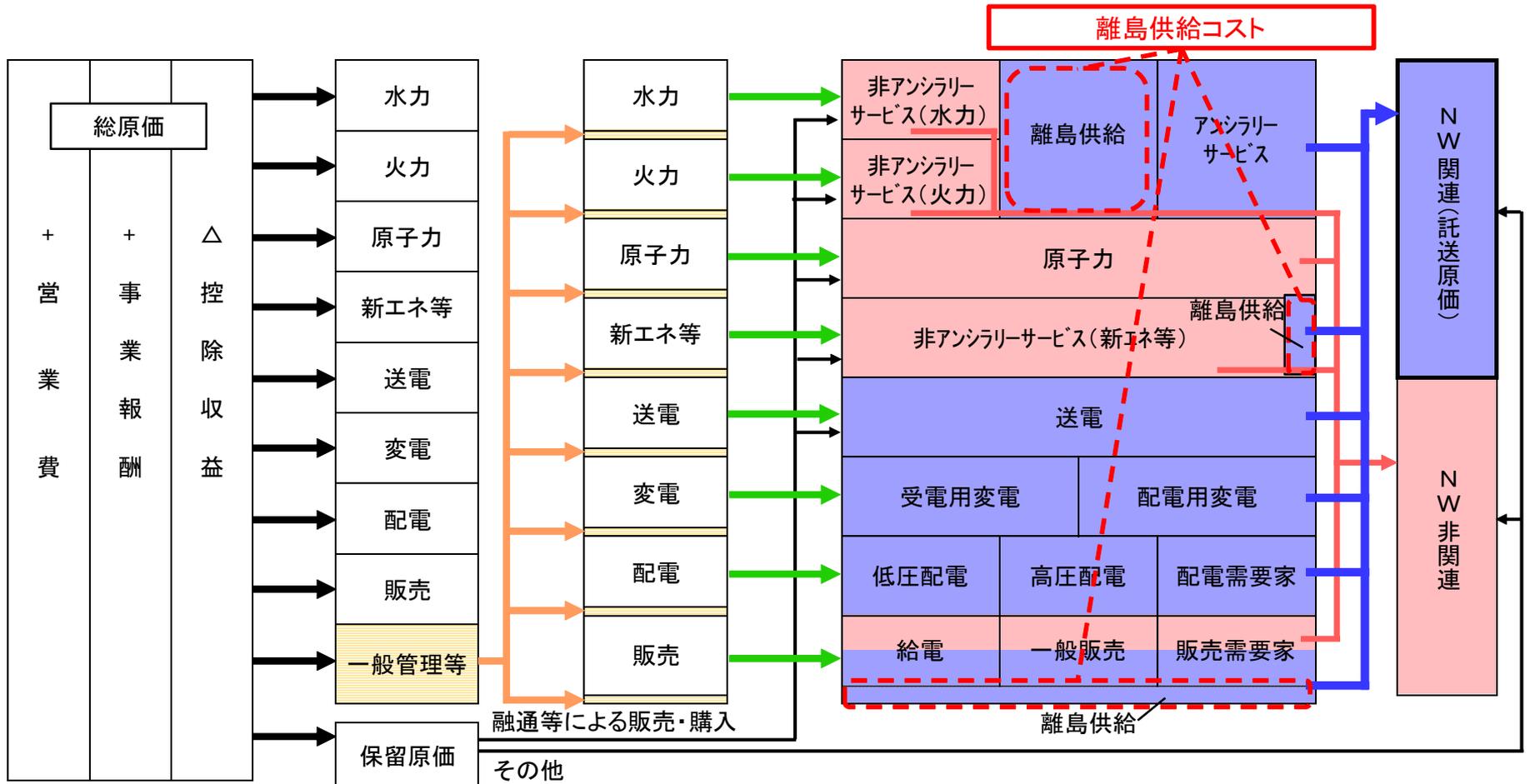


※供給コスト、電気料金収入ともにNW相当を除きます。

## 2. 離島供給コストの特定(1)

・離島の供給コストについては、離島における発電設備に係る費用(発電費)および契約管理等に係る費用(販売費)を対象としております。

### 【託送料金原価の特定フロー】



## 2. 離島供給コストの特定(2)

・離島の供給コストについては、以下のとおり特定しております。

- ① 直課可能な費用については、離島分または本土分として直課
- ② ①にて直課不可の費用については、コストドライバーにて離島分および本土分へ配分

### 【離島供給コストの内訳】

(単位:億円)

	対象費用	直課 ①		配分※2 ②		計 ①+②
		離島	本土	離島	本土	離島
水 力※1	435	0	300	0	135	0
火 力※1	2,346	30	2,141	1	175	30
新エネ等※1	111	0	110	-	1	0
販 売	385	0	22	1	362	2
合 計	3,278	30	2,573	2	672	32

対象費用の79%を直課

※1 購入販売電源項目を含みます。

※2 省令等に準じて、費目ごとに設定したコストドライバー(配分比率)により算定しております。

※3 端数処理の関係で合計額が一致しない場合があります。

### 3. 離島電気料金収入の算定

・離島電気料金収入（託送料金相当額を除く）については、以下のとおり算定しております。

$$\begin{array}{l} \text{離島電気料金収入} \\ \text{（託送料金相当額を除く）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{エリア全体改定収入} \\ \text{（託送料金相当額を除く）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{離島実績収入（託送料金相当額を除く）} \\ \text{エリア全体実績収入（託送料金相当額を除く）} \end{array}}$$

#### 【離島電気料金収入（託送料金相当額を除く）の内訳】

（単位：億円）

	平成25～27年度織込	平成26年度実績※1		平成25～27年度織込
	エリア全体改定収入 （託送料金相当額を除く） ①	離島実績収入 （託送料金相当額を除く） ②	エリア全体実績収入 （託送料金相当額を除く） ③	離島電気料金収入 （託送料金相当額を除く） ①×②／③
特別高圧	529		381	
高圧	2,146	4	1,683	5
低圧	電灯	2,078	6	7
	電力	390	1	2
	小計	2,468	7	8
合計	5,142	11	4,143	13

※1 遅取料金・燃料費調整額・太陽光発電促進付加金・再生可能エネルギー発電促進賦課金は含んでおりません。

※2 端数処理の関係で合計額が一致しない場合があります。